

大通達甲（監察）第1号
令和3年1月22日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察職員賞じゅつ金等支給規則の運用について（通達）

大分県警察職員賞じゅつ金等支給規則（昭和42年大分県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を下記のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 支給の決定基準

警察本部長（以下「本部長」という。）による殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金及び受傷者ほう賞金（以下「賞じゅつ金等」という。）の支給の決定は、次に掲げる事項を基準として行われる。

(1) 支給要件を満たす職務の範囲

規則第1条に規定する支給要件に該当する職務の範囲は、次のとおりとする。

- ア 人命救助又は身体若しくは財産の保護
- イ 犯罪の予防又は鎮圧
- ウ 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- エ 交通の取締り
- オ 震災、水害、火災その他の災害又は事変における警戒、防護及び救護
- カ その他賞じゅつ金等の支給を必要と認める事案

(2) 功労の程度の判定基準

規則第2条第2項及び第4項の功労の程度は、功労の判定基準（別表）によって評価するものとする。

2 上申手続

規則第3条の規定による賞じゅつ金等の支給の上申は、賞じゅつ金等支給上申書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金の支給を上申する場合

- ア 殉職者賞じゅつ金の支給を受けようとする職員の遺族（以下「遺族」という。）の本籍及び死亡した職員との続柄を証明する戸籍謄（抄）本等の書類
- イ 遺族が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明する書類
- ウ 遺族が、配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第37条の規定による先順位者がいないことを証明する書類

エ 遺族が、地方公務員災害補償法第37条第1項第2号又は第3号に該当する者であるときは、死亡した職員の死亡当時に、その収入によって生計を維持していた事実を証明する書類

オ 遺族が、死亡した職員の遺言等で特に指定された者であるときは、これを証明する書類

カ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害者賞じゅつ金の支給を上申する場合

ア 障害の程度が、地方公務員災害補償法別表に掲げる第1級から第8級までの障害に該当するものであると認められるときは、その程度についての医師の診断（証明）書

イ その他本部長が必要と認める書類

(3) 受傷者ほう賞金の支給を上申する場合

ア 医師の診断（証明）書

イ その他本部長が必要と認める書類

3 支給方法

警務部監察課長は、本部長が規則第2条の規定により賞じゅつ金等の支給を決定したときは、賞じゅつ金等支給通知書（第2号様式）により、賞じゅつ金等の支給金額及び支給年月日について、上申者を經由して賞じゅつ金等を受ける者に通知するものとする。

4 領収書の提出

賞じゅつ金等を支給したときは、賞じゅつ金等の支給を受けた者から、領収書（第3号様式）を提出させるものとする。

5 賞じゅつ金等の支給状況の記録

警務部監察課長は、賞じゅつ金等支給原簿（第4号様式）により、賞じゅつ金等の支給状況等を明らかにしておくものとする。

（監察課表彰係）

別表

功 勞 の 判 定 基 準

種 別	内 容
罪責又は事案	<ol style="list-style-type: none">1 罪責又は事案の重要性2 抵抗等の程度3 凶器使用等4 その他
精神的労苦	<ol style="list-style-type: none">1 勤務遂行の積極性2 事案解決の要求度3 生命又は身体に対する危険の認識度4 その他
肉体的労苦	<ol style="list-style-type: none">1 死亡又は傷害の程度2 現地の地理的条件3 期間4 天候等5 その他
効 果	<ol style="list-style-type: none">1 職責完遂の有無2 警察業務に対する貢献の程度3 信頼感の高揚4 社会的反響5 その他
そ の 他	<ol style="list-style-type: none">1 勤務成績2 健康度3 その他

第1号様式

年 月 日 号

大分県警察本部長 殿

所 属 長 名

賞 じ ゅ つ 金 等 支 給 上 申 書

- 1 賞じゅつ金等の種類
- 2 殉職者、障害の状態となった者又は受傷者の所属、官職、氏名、拝命年月日及び勤続年数
- 3 受傷箇所、病名及びその程度
- 4 功労の概要及び程度
- 5 功労の内外に与えた影響
- 6 殉職者賞じゅつ金を受けるべき遺族の住所、氏名、続柄及び年齢
- 7 扶養親族の状況
- 8 その他参考事項

第2号様式

号
年 月 日

殿

大分県警察本部長

賞じゅつ金等支給通知書

に対する賞じゅつ金等の支給について、下記のとおり決定したので
通知する。

記

1 賞じゅつ金等の種類

2 金額

金 円也

3 支給年月日

年 月 日

第3号様式

領 収 書

金

円也

年 月 日、殉職者賞じゅつ金・障害者賞じゅつ金・受傷者ほう賞金として、
上記金額を確かに受領いたしました。

年 月 日

受領人

住 所
職員との続柄
氏 名

大分県警察本部長 殿

第4号様式（その1）

賞じゅつ金等支給原簿

第 号	決 定 年 月 日		支 給 年 月 日		
	年	月	日	年	月
適用を受けた者 所属 職・氏名			危害（災害）を受けた日時及び場所 年 月 日 時		
傷病名・部位			発病日時 年 月 日 時		
支給を受けた者 住所 続柄 職業 氏名			治ゆ年月日 年 月 日		
			死亡日時 年 月 日 時		
医療機関	所在地 名称 医師の氏名				
種別	功 勞（受 傷）の 程 度				金 額
殉職者賞じゅつ金	1	特に抜群の功勞（危険予想地域出動）		加算及び 減額の有無	円
	2	特に抜群の功勞			
	3	抜群の功勞			
	4	特に顕著な功勞			
	5	多大な功勞			
障害者賞じゅつ金	1	抜群の功勞		傷害の等級	円
	2	特に顕著な功勞			
	3	多大な功勞		加算の有無	
受傷者ほう賞金	1	療養期間が6月以上			円
	2	療養期間が3月以上6月未満			
	3	療養期間が1月以上3月未満			
	4	療養期間が2週間以上1月未満			
	5	療養期間が1週間以上2週間未満			
参考事項					

第4号様式（その2）

事案（功労）の概要